

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第19号 

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

2月22日(金)

みんなで

第9回口頭弁論を傍聴しましょう！

☆今回の裁判は、午前10時開廷です！

平成25年

出発時間： 2月22日(金) 午前 8:30

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

集合場所の地図



第9回口頭弁論傍聴日程

- 8:30 集合・出発
- 9:20 到着・門前集会
- 10:00 口頭弁論(熊本地裁101号法廷予定)
- 10:30 移動・報告集会(京町会館)
- 11:10 終了
- 12:00 御船着・解散



今回の口頭弁論は、私たち原告が竹バイオマス問題に関する時系列をまとめた年表を裁判所に提出し、新たな証拠書類や準備書面も裁判所に提出する予定です。野方弁護士の意見陳述も予定されています。

今回の口頭弁論で、私たち原告が裁判所に書類を提出する作業は、ほぼ終了します。

大変重要な区切りとなる裁判です。

ぜひ傍聴に行きましょう！

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

御船町長 山本 孝二 様

出張者 企画財政課 企業誘致係

- 1 旅行期間 平成20年7月14日 ～ 平成20年7月15日 (2日間)
- 2 旅行先 香川県三豊市・高知市春野町
- 3 旅行用務 竹事業に関する先進地視察研修
竹事業、事業化説明

4 復命事項

15日 高知市春野地域振興局 主幹

バイオマスタウン構想による事業化(竹事業)の先進地である春野町(現高知市)の担当者である 氏に事業化までの話を伺う。

用地もほぼ確定した段階で、参画予定企業から震災対応面で工場建設予定地の再考を迫られ、事業が足踏みしているため。「竹バイオマス事業」で国の補助金三千八百五十万円をいったん返還する方針を示しており、もともと竹林の有効利用を目指し計画したことが、計画を練り直した上で本年度中にも農林水産省に事業を再申請したい考えのよう。

参加事業者次第では初めは対応がいいが事業が進んでくると行政の考えを聞かず、自社の利益だけを追求するようになる。

このため 氏はこの事業の件については「様々な方向から話があるし、行政が基本姿勢をもち進めていくことが必要であり、自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ」といわれていた。

4 復命事項

2 高知市春野庁舎

対応者： 高知市農林水産部春野地域振興課主任

本町より先進的に竹の事業化について取組みを進めておられたが、工場建設予定地(別紙写真)の地震による津波の問題やSPCの問題等で進んでいないとのこと。(事業会社)

合併により、高知市となり動きづらくなっている様子。

中山間地域の活性化という町の考えを、十分に目的会社に理解してもらったうえで事業に着手することや、先生の言うとおりにするのではなく、一つ一つ考えながら物事を進めることなどについてアドバイスをいただいた。

この文書は、御船町に先行して竹バイオマス事業が行われていた旧春野町(現高知市)を町職員が視察した後に書かれた、2人分の復命書(報告書)の一部です。

山本町長は当初より、旧春野町の状況を把握し、複数の担当職員から重要な忠告を多々受けていたにもかかわらず、資金的裏付けの全くない「竹バイオマス事業」を独断的に推し進め、膨大な損失を町に与えました。

ご支援のお願い!

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

(振込先)【ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会】

* ぱるる口座をお持ちの方は、ATMを利用してぱるる口座から振込みされますと手数料は無料です。

詳しいお問い合わせは、会事務局 電話:090-4473-7798 住所:御船町御船1033-2まで。